

署受付印 税務署長殿		平成 年 月 日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	別表等	個別帰属一連番号	※											
所在地	電話() -		事業種目	経理責任者 自署押印	⑤	⑤	⑤	連結グループ 整理番号												
(フリガナ)			連結事業年度 (至)					年 月 日												
連結法人名			売上金額					兆 十億 百万												
(フリガナ)			届出年月日					年 月 日												
代表者 自署押印	⑤		旧所在地及び 旧法人名	添付書類	貸借対照表、損益計算書、 株主(社員)資本等変動計 算書又は損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、事 業概況書、組織再編成に 係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産 等の明細書	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分										
代表者 住所			通信日付印								確認印	省略	年 月 日							
連結親法 人名及び 納税地			年 月 日								直前年度 事務処理	年 月 日								

平成 年 月 日

翌年以降要否 否

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 否

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ)+(ロ)	十億 百万 千 円	11 外	連結欠損金の繰戻し による還付金の 個別帰属額	11 外
(イ) 個別所得金額又は個別欠損金額 (別表四の二付表「56」の①)				
(ロ) 連結欠損金個別帰属発生額 (別表七の二付表「24」)				
算出連結法人税個別帰属額 (24)	2		連結法人税額 (10)-(11)	12 外
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額 (別表六の二(三)付表「4」+別表六の二(四)付表「5」+別表六の二(五)付表「6」+別表六の二(六)付表「7」+別表六の二(七)付表「8」+別表六の二(八)付表「9」+別表六の二(九)付表「10」+別表六の二(十)付表「11」+別表六の二(十一)付表「12」+別表六の二(十二)付表「13」+別表六の二(十三)付表「14」+別表六の二(十四)付表「15」+別表六の二(十五)付表「16」+別表六の二(十六)付表「17」)	3		この 届出 も が の 修 で 正 あ る 告 場 等 合	13 外
差引連結法人税 個別帰属額 (2)-(3)	4		課税個別土地 譲渡利益金額	14 外
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除され た連結法人税額の特別控除 額の加算額の個別帰属額	5		連結法人税 個別帰属額	15 外
課税個別土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二の二)「25」 +別表三(三)「20」)	6		この届出の基因と なった申告等により 増加又は減少する 連結法人税個別帰属額 (12)-(15)	16 外
同上に対する税額 (25)+(26)+(27)	7		連結欠損金個別帰属額の当期減少額 (別表七の二付表「19」の計)	17 外
連結法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)	8		翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表「20」の計)+[28]	18 外
個別控除税額 (30)	9		こ等場 のに合 届よの 連結欠損金個別帰 属額の当期減少額	19 外
差引連結所得に対する 連結法人税個別帰属額 (8)-(9)	10		翌期へ繰り越す連結 欠損金個別帰属額	20 外
連結所得金額 (別表一の二(三)「1」)	21		連結所得に対する法人税額 (別表一の二(三)「2」)	23 外
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	22		算出連結法人税個別帰属額 (22)×(23)/(22)又は(22)の19%又は16%相当額	24 外
個別土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	25		土税 地の 譲 渡 税 額 (別表三(三)「23」)	27 外
同 (別表三(二の二)「28」)	26			
所得税の額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)	28			
外国税額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「14」)	29			
計 (28)+(29)	30			
連結復興特別法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書付表「3」)	32			
決算確定の日		平成 年 月 日		

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項（復興特別法人税申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七(四)並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書